

会津若松市公告 第 88 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津若松市財務規則(平成5年会津若松市規則第12号)第118条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和6年4月10日

会津若松市長 室井 照平

1	案件番号	第 611 号
2	案件名	軽乗用電気自動車購入
3	納入場所	総務部総務課の指定する場所
4	業種	物品購入
5	概要	別紙仕様書による
6	納入期限	令和6年10月31日(木) まで
7	予定価格	30,209,014 円(税率10パーセントの消費税及び地方消費税を含む)
8	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、入札時(=開札時をいう。)において次の①から⑧に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	①	会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。
	②	登録内容 本市に下記物品営業種目の登録がある者 車両 — 軽自動車販売
	③	地域要件 市内業者 であること。
	④	許可資格等
	⑤	会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。
	⑥	納入実績 過去10年以内に、国・地方公共団体へ次に掲げる物品の納入実績を有すること。 車両(普通自動車、軽自動車等の種別不問)
	⑦	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
	⑧	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
9	入札参加の申込	
	①	提出書類 制限付一般競争入札参加申込書 (会津若松市ホームページに掲載)
	②	提出方法 必ず指定様式によりファックス又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
	③	提出先 会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
	④	入札参加申込期間 令和6年4月10日(水) から 令和6年4月22日(月) まで (土日・祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで)
10	設計図書等の閲覧	
	①	閲覧場所 会津若松市役所ホームページ https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/ 及び 契約検査課閲覧コーナーにおいて閲覧可。
	②	閲覧期間 入札参加申込期間内とする。
11	設計図書等に対する質問	
	①	質問方法 本案件に関する質問は、原則として指定の質問書(会津若松市ホームページに掲載)によりファックス又は電子メールで送信すること。なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
	②	質問書送付先 会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413 メールアドレス keiyaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
	③	質問期限 令和6年4月17日(水) 午後5時15分まで
	④	質問に対する回答 質問書の回答は、後日すみやかに質問者にファックスで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

12	入札方法	
	① 提出書類	<p>入札書 及び 価格内訳書（会津若松市ホームページに掲載）</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札書及び価格内訳書は、市指定様式により提出すること。 入札書及び価格内訳書は、郵便入札用封筒に同封し、封印(裏面に割印)すること。 入札書記載金額(税抜き)と価格内訳書の合計金額は一致すること。また、価格内訳書の各小計額又は合計額に誤りがないこと。 市指定サイズ(長形3号 長さ23.5cm、幅12cm)の郵便入札用封筒の表面に開札日、件名、裏面に会社住所、商号又は名称を明記すること。
	② 入札方法	<p>郵便による入札</p> <p>入札金額は総額で記載すること。落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。</p>
	③ 郵送方法	一般書留又は簡易書留による。
	④ 宛先	〒965-8799 会津若松郵便局留 会津若松市役所契約検査課 行
	⑤ 入札書到着期限	令和6年4月26日(金) 上記の宛先に必着 質問書が提出されることがあるので、質問書提出期限後に郵送手続きを行うこと。
13	開札日時等	
	① 開札日時	令和6年5月1日(水) 午前11時20分
	② 開札場所	会津若松市役所契約検査課 入札室
14	入札回数	初度のみの1回とする。ただし、最低制限価格を下回る入札者が2者以上生じ入札不調となった場合には、当該者のみによる再度の入札を行う。
15	入札保証金	免除
16	入札参加資格審査	<p>入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類(入札参加資格審査調書及びその他必要な書類)の提出についてファックスにより通知する。当該書類の提出を求められた場合には、通知後2時間以内に当該書類をファックスにより市に提出し、到着の有無を契約検査課に確認すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。</p> <p>(提出先)会津若松市役所契約検査課 電話番号 0242-39-1212 FAX番号 0242-39-1413</p>
17	入札の無効	<p>① 市の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札</p> <p>② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札</p> <p>③ 会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領第8条に該当する入札</p> <p>④ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札</p>
18	契約事項	会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。
19	契約保証金	<p>契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額(単価契約の場合は、単価に予定数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加算して得た額)の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。</p> <p>① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合。</p> <p>② 会津若松市財務規則第105条第1項第4号の規定に該当する場合。(過去2年間(契約期間が複数年度にわたる契約にあっては、契約締結日から起算して当該契約期間の2倍の期間を遡った期間。)に国(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第9号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。)</p>
20	その他	<p>① 郵便による入札において事故が起きたときや、不正な行為があると認めるとき、その他入札が執行できない事由が生じたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。</p> <p>② 会津若松市制限付一般競争入札に係る郵便入札実施要領及び郵便入札の手引き並びに会津若松市入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。</p> <p>③ 本公告に係る規定、様式等については市ホームページで閲覧、ダウンロードが可能。</p>